○厚生労働省告示第五十三号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十四年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十四年二月十六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十四年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	○・○○五二二四九六
省令第七条第二号に規定する率	一・一三六一四七八○
省令第八条第一項第二号に規定する率	一・○○三三六八八○
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	五六、三六六円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	五一、四六九円

○農林水産省告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県雲仙市国見町神代辛字三岳一四八一から一四八三まで、一四八五の二、一四八六、一四八六の二、一四八六の二、一四八九、一四八九の二、一四九〇、一四九二の二、一四九三、一四九五、一四九七、一四九八の一、一五〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市北有馬町乙字上釘山三二五〇、三二五八、三二五九の三、字水口三二六四、三二六七、三二七二の一、三二七二の二、三二七二の四、三二七二の五、三二七三の一、三二七四の二、三二七五の一、字上水口三二八四の一、三二八五から三二八八まで、字千本木三二九四、三二九九の二、三三〇〇、字上椎ケ倉三三三七、三三三八の二、字下水口三三三九、三三四七の二、三三四八、北有馬町丙字遊ノ谷四七四二の三、四七四二の四、四七四二の六、字茅伐谷四七四六、四七四七、四七四九、四七四九の一、字椎ケ倉頭四七五〇の一、四七五〇の二、四七五一の一、四七五二の三、四七五二の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区西藤平字落合一八六の一九一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区山東字光明山五の一・五の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五の五から五の七まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県磐田市下野部字戸ノ谷一六九一、一六九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

(1)　字戸ノ谷一六九一・一六九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。）